

# 地域公共交通計画の 策定について

# 地域公共交通計画について

～地域が自らデザインする地域の交通～

- ▶ 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」。
- ▶ 元のマスタープランであった「地域公共交通網形成計画」に替わるもの。
- ▶ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を計画に位置づけ、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- ▶ 地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となることから、全ての地方自治体で作成が「努力義務」に。
- ▶ 地方自治体が、地域の移動に関する関係者を集めて「法定協議会（＝地域公共交通会議）」で協議を行って作成。
- ▶ 法改正に伴い、地域公共交通計画の計画制度と補助制度が連動化。今後は、原則として法定協議会に対して補助金を交付。



《根拠》

改正地域公共交通活性化再生  
法（令和2年11月27日施行）

# 策定の意義

## ▶ 地域公共交通政策の「憲法」

- ・自治体としての宣言であり、策定により、交通政策のあり方や個別事業の実施理由や効果が明確に。
- ・計画に事業の位置付けが明確化されることによって事業実施の根拠となり、予算化や補助申請などがスムーズに。

## ▶ まちづくり施策や観光施策との連携強化

- ・まちづくりや観光に係る施策と連携した計画として進めることで、地域交通をきっかけに様々な分野の取組を発展可能に。

## ▶ 関係者間の連携強化

- ・法定協議会の協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることで、関係者間の連携が強化が期待。

## ▶ 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

- ・地域の輸送資源を一体として検討し、サービス同士の連携強化や、効率性向上の取組を関係者全体で検討することが可能。

## ▶ 公共交通政策の継続性

- ・政策の継続性を確保し、公共交通を着実に改善できるように。

# これまでの計画との違い

	地域公共交通計画（令和2年～）	網形成計画（平成26年～）	連携計画（平成19年～）
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む</li> <li>● 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能</li> </ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li> <li>● 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体による作成が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）</li> </ul>
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li> <li>● 定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り具体的な数値指標を明示</li> <li>● 原則、計画終了時・見直し時に達成状況を評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り具体的かつ明確な目標を設定</li> </ul>

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第2版（令和3年3月）」より

# 計画に記載する項目

## 地域公共交通計画の記載事項

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②地域公共交通計画の区域
- ③地域公共交通計画の目標
- ④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第2版（令和3年3月）」より

※上記のほか、事業に必要な資金の確保に関する事項や、立地適正化計画との連携、観光振興との連携等についても、記載することに努めることとされている。

# 計画の構成

## 【地域公共交通計画の構成例】

### はじめに

- ・ 計画作成の趣旨及び位置付け
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の期間

### 1. 地域の現状等

- ・ 地勢、地理
- ・ 社会状況、経済状況

### 2. 上位・関連計画の整理

- ・ 総合計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 立地適正化計画
- ・ 観光圏整備計画
- ・ その他の関連計画

### 3. 地域旅客運送サービスの現状等

- ・ 地域旅客運送サービスの整備状況
- ・ 地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等

### 4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理

- ・ 地域旅客運送サービスの役割
- ・ 地域旅客運送サービスの課題整理

### 5. 基本的な方針

### 6. 計画の目標

### 7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画

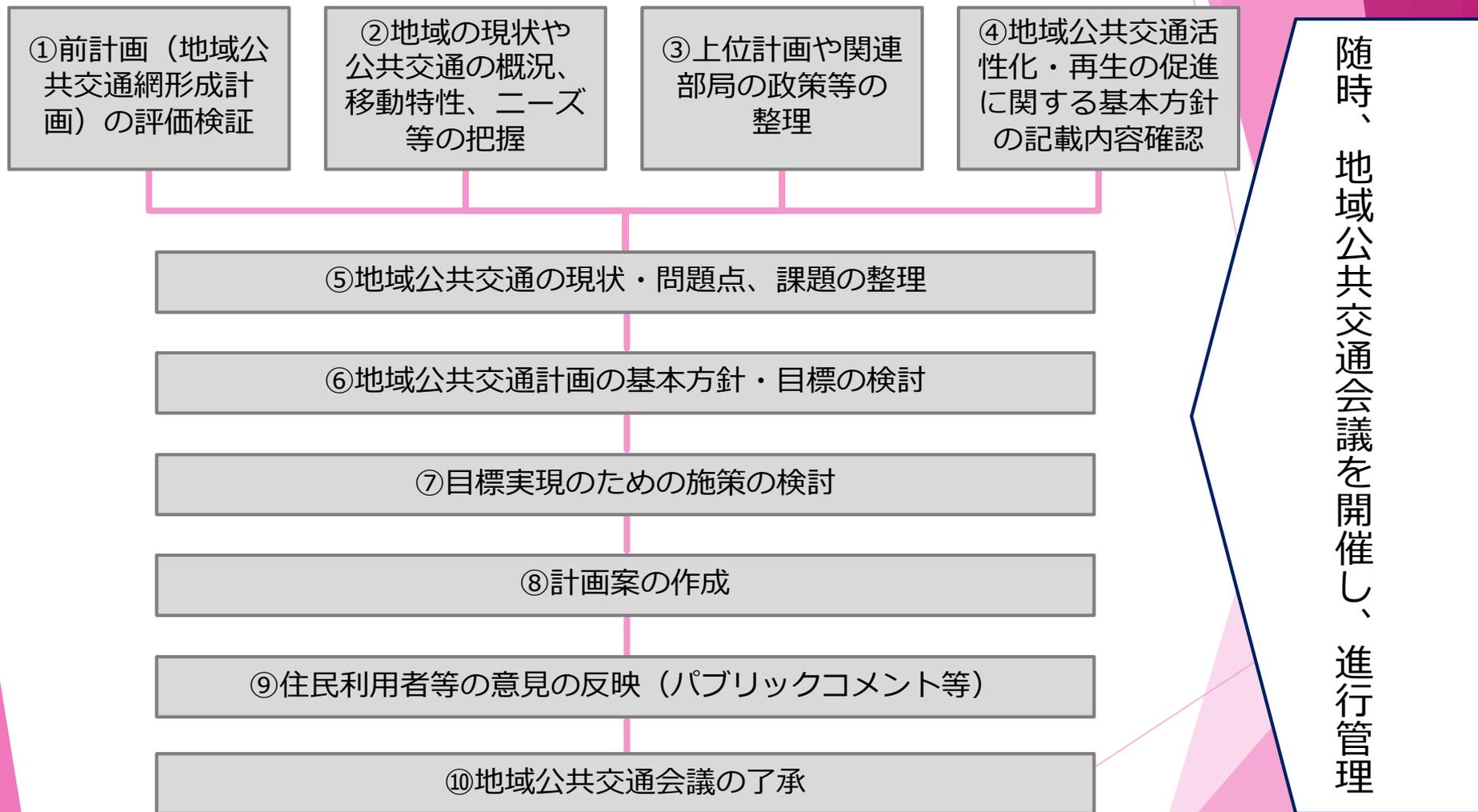
### 8. 計画の達成状況の評価

### 参考資料

- ・ 法定協議会の構成員、開催状況
- ・ 地域の現状、地域旅客運送サービスの現状等の詳細整理結果の紹介
- ・ 目標、数値指標、目標値設定の根拠 等

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第2版（令和3年3月）」より

# 地域公共交通計画の策定手順（例）



資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第2版（令和3年3月）」より

# 策定スケジュール (想定)

区 分	令和4年							令和5年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受託事業者決定	■									
①前計画(地域公共交通網形成計画)の評価検証		■	■	■						
②地域の現状や公共交通の概況、移動特性、ニーズ等の把握		■	■	■						
現況データの更新		■	■	■						
住民アンケート調査		■	■	■						
公共交通利用実態調査		■	■	■						
関係者ヒアリング調査			■	■						
③上位計画や関連部局の政策等の整理		■	■	■						
④地域公共交通活性化・再生の促進に関する基本方針の記載内容確認		■	■	■						
⑤地域公共交通の現状・問題点、課題の整理				■	■	■				
⑥地域公共交通計画の基本方針・目標の検討					■	■	■			
⑦目標実現のための施策の検討					■	■	■			
⑧計画案の作成、とりまとめ						■	■	■	■	■
⑨住民利用者等の意見の反映(パブリックコメント等)								■		
⑩地域公共交通会議			●		●		●		8	●

※上記は会議開催時点の想定のため、今後、受託事業者との協議等により変更が生じる可能性がある。